

< 通 年 雇 用 助 成 金 >

冬期間（１月～４月）に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成

※ <> は生産性要件を満たした場合

※ () は中小企業事業主以外

※ (－) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
継続して就業させる…① (事業所内就業または事業所外就業)	支払った賃金の 2／3【１回目】、1／2【２・３回目】 ＋就労のための移動経費
休業手当を支給	支払った手当・賃金の 1／2【１回目】、1／3【２回目】
季節的業務以外の業種への転換	支払った賃金の 1／3
職業訓練をさせる	① の額に訓練経費分を加算 訓練経費の 1／2～2／3
通年雇用のための新分野進出	① の額に事業所整備分を加算 整備に要した費用の 1／10
季節トライアル雇用	常用雇用後の賃金の 1／2 (トライアル雇用助成金の額を減額)

※ いずれも上限額あり

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	申請様式	提 出 先
令和２年１０月版 【 PDF 形式 14.85MB 】	ダウンロードページへ	各 ハローワーク